

議案第 13 号

君津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 27 号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る傷病手当金の支給に関する事務について新たに規定するほか、所要の規定の整理を行うため、君津市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

君津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条から第7条までの規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の君津市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

君津市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(市が行う後期高齢者医療の事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) ～(7) 省略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条から第7条までの規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パー</u></p>	<p>(市が行う後期高齢者医療の事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) ～(7) 省略</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パー</u></p>

セントの割合) とする。

セントの割合) とする。